

雑誌スポンサー制度の実施に伴う贈与契約書

羽曳野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、羽曳野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（令和3年3月23日。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるため、実施要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり契約を締結する。

（雑誌の贈与）

第1条 乙は、甲が別に指定する事業者から定期に刊行される雑誌を購入し、これを甲に贈与することを申し込み、甲はこれを承諾した。

（雑誌の納入）

第2条 乙は、雑誌の新刊が刊行されるごとに、刊行された日から起算して2週間を経過する日（その日が図書館の休館日（羽曳野市立図書館条例施行規則（平成15年羽曳野市教育委員会規則第1号）第4条に規定する休館日をいう。）に当たるときは、その日の翌日）までに雑誌の新刊を納入し、又は納入させなければならない。

2 乙が納入する雑誌の名称、納入する新刊の冊数、及び納入場所は、次の表のとおりとする。

雑誌の名称	納入する 新刊の冊数	納入場所
		羽曳野市立古市図書館（羽曳野市古市4丁目2番9号）
		羽曳野市立陵南の森図書館（羽曳野市島泉8丁目8番1号）
		羽曳野市立羽曳が丘図書館（羽曳野市羽曳が丘西2丁目5番1号）
		羽曳野市立丹比図書館（羽曳野市檜山251番地の1）
		羽曳野市立中央図書館（羽曳野市軽里1丁目1番1号）
		羽曳野市立東部図書館（羽曳野市古市1541番地の1）

(雑誌の休廃刊)

第3条 前条第2項各号の雑誌が休刊し、又は廃刊する場合は、甲及び乙の協議の上、休刊し、又は廃刊する雑誌に替えて、他の雑誌を納入することができる旨を定めることができる。

(広告の掲載)

第4条 甲は、乙から贈与された雑誌に乙の広告を表示するものとする。

2 乙は、納入する雑誌の新刊の冊数以上の数の広告を作成し、第2条第1項に規定する納入期限までに甲に提出するものとする。この場合において、当該広告は、実施要綱が定める規格に適合するものでなければならない。

(広告内容に関する責務)

第5条 広告の内容に関する第三者からの苦情、損害賠償の請求その他の紛争については、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が実施要綱第3条第2項に違反したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。この場合において、甲が契約を解除する旨の通知を行うときまでに納入された雑誌は、返還しないものとする。

(契約期間)

第7条 この契約の契約期間は、契約締結の日から同日が属する年度の末日までとする。

2 乙は、前項の契約期間を延長することができる。この場合において、乙は、契約期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲に対し、書面により契約期間を延長する旨を通知しなければならない。

(管轄裁判所)

第8条 この契約に関して甲乙間に生じる一切の法律関係に基づく訴えは、は大阪地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項があるとき又はこの契約の解釈について疑義が生じたとき、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図る。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、これに甲及び乙が記名・押印した上、それぞれ1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 羽曳野市誉田4丁目1番1号
氏 名 羽曳野市 代表者 市長

乙 住 所
氏 名